

三豊市農業委員会 5 月定例総会議事録

令和 5 年 5 月 2 2 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 5 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 2 7 名(農業委員 2 0 名、農地利用最適化推進委員 7 名)

【農業委員】 (出席○・欠席－)

1 番	堀江 博	○	2 番	岡根 讓	○	3 番	石井 徳和	○
4 番	笠原 孝弘	○	5 番	奈尾 正敏	○			
7 番	香川 政雄	○	8 番	秋山 正伸	○	9 番	大橋 正幸	○
1 0 番	糸川 正	○	1 1 番	三宅 幸一	○	1 2 番	前谷 晃年	－
1 3 番	丸岡 祐二	○	1 4 番	安藤 弘	○	1 5 番	長堀 和行	○
1 6 番	藤川 剛	－	1 7 番	菅 充司	○	1 8 番	石原 剛	○
1 9 番	組橋 進	○	2 0 番	河田 進	○	2 1 番	岡崎 和朗	○
2 2 番	宮崎 和代	－	2 3 番	吉田 由紀	○	2 4 番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

1 3 番	政本 正一	○	1 7 番	湯口 貞明	○	2 2 番	橋田 守雄	○
3 1 番	香川 秋訓	○	4 3 番	池北 哲	○	5 0 番	松永 克喜	○
6 6 番	近井 昌宏	○						

2. 署名委員

7 番 香川 政雄
1 7 番 菅 充司

3. 傍聴人

な し

4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚
事務局 次長 大井 要平
主 任 菅原 雅慶
主 任 糸川 剛史

5. 書 記

副 主 任 安藤 かほる

6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第 6 号 非農地証明願いの件について
議案第 7 号 非農地通知の件について
議案第 8 号 農用地利用集積計画の件について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会5月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。すっかり夏の気候になりました。本日は農作業等々でお忙しい中、5月の定例総会に参加いただきありがとうございます。農業委員会を取り巻く情勢が難しくなっている中で、皆様には農家さんから様々な相談等を受けられ、お世話いただいていること、厚く御礼申し上げます。あと2年間の我々の任期の中で、これだけはどうしてもお願いしたいことがございます。それは、農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんの事案の共有です。議案等含めまして、地元の案件について農業委員さん、地区の推進委員さんに知っていただき、共に同じレベルで活動を続けていただきたいと思います。それぞれの地区でやり方があるかと思いますが、よろしく願いいたします。

あわせて、今年度中に農業委員さんと推進委員さんで一泊の研修旅行を計画しております。時期については事務局が調整していますが、8月の予定で準備を進めております。せっかくの機会でございますので、日々の活動の傍ら先進地を見てくるのも何かの参考になるのではないのでしょうか。できるだけお繰り合わせいただき、出席いただければ大変ありがたいです。さて、今日の議案は多くはございませんが、スムーズに議事進行が行えますよう御協力をお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。本日の会議にあたり議席番号12番 前谷 晃年 委員、議席番号16番 藤川 剛 委員、議席番号22番 宮崎 和代 委員よりあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は20名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会5月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号7番 香川 政雄 委員、議席番号17番 菅 充司 委員のご両名をお願いいたします。

本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号12号を朗読 〕

以上12件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意

の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号12号の12件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。5ページを開いてください。議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第2号 番号1号から番号12号を朗読 〕

以上12件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

3番 番号1号、2号について説明します。まず番号1号ですが、申請地は譲受人の住宅に隣接しておりまして、譲渡人が労力不足のため耕作できなくなったので話をしたところ、売買が成立しました。現地を確認したところ農地として利用されており、問題はありません。譲受人は専業農家で、所有している農地はすべて耕作しており、今回購入する農地では水稻を作付けする予定とのことでした。周辺農地への影響も問題ありません。

次に番号2号について説明します。譲渡人は市外に在住しており、農地の管理ができず処分を考えておりました。今回申請地に隣接して居住している譲受人に農地を買っていただけないか話をしたところ、売買が成立しました。現地を確認したところ、現在は草が生えている状態です。譲受人は専業農家で、所有する農地はすべて耕作しております。今回購入する農地ではハウスをたて、イチゴと野菜を作付けする予定だと聞いております。周辺農地への影響も問題ないかと思っております。ご審議よろしく願いいたします。

7番 番号3号について説明致します。譲受人は昔からこの土地を借りて利用しており、今回譲渡人から無償で譲るとの話があったものです。譲渡人は県外に住んでおり、この土地を相続していました。譲受人の営農状況ですが、水稻や果樹を栽培しています。申請地は譲受人宅のそばにあり、家庭菜園として利用されています。周辺農地への影響もなく、問題ないと思っております。ご審議よろしく願い致します。

8番 番号4号について説明させていただきます。譲渡人が申請地を管理できないため、8年ほど前から環境保全会で2年間管理し、その後譲受人が管理していました。この農地は湿気地のため、何も作付けをしていません。

これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号12号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号12号の12件は、適当と認めます。次に進ませていただきます。9ページをお開きください。議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号から番号4号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第3号 番号1号から番号4号を朗読]

なお、農地区分はすべて第2種農地でございます。以上4件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員から説明がありませんので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号の4件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。11ページをお開きください。議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号から番号6号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」をご説明させていただきます。

以前から譲受人に買ってくれないかと話をしており、昨年の秋に買うことになりましたが、下限面積の条件を満たしていなかったため、今月の申請となりました。現在は土地改良の申請を行い、湿気地対策として盛り土や石などで造成中です。造成完了後はかんきつを作付け予定です。周辺農地、水利関係も問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

2 番 番号5号について説明します。譲渡人は農地を持っているものの耕作はできないということで譲受人に話をしたところ、売買が成立しました。譲受人は土木業をしながら農業もしておりますので、問題はないと思ひまます。周辺農地にも影響はないかと思ひまますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

1 3 番 番号6号について説明します。譲渡人は、以前は譲受人は近所に住んでいましたが、現在は県外在住です。年に数回帰省して草刈を行っていましたがそれが負担となり、譲受人に相談して今回の売買となりました。譲受人は水稻を中心に耕作しており、現在も規模を拡大しています。申請地では野菜を作付け予定です。水利関係、周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしくお願ひします。

1 4 番 番号7号について説明します。譲受人は空き家バンクを使って家を購入しましたが、その際に家に隣接している農地と一緒に購入するという条件があったようです。申請地ではかんきつや野菜を栽培する予定です。周辺農地への影響もなく問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。

1 7 番 番号8号について説明します。譲渡人は高齢のため耕作ができなくなり、近所で手広く農業をしている譲受人と売買の話がまとまりました。譲受人は水稻を中心に農業をしており、申請地でも水稻を作付け予定です。現地を確認したところ農地として利用されており、現在作付けはされておひまませんが、耕作に問題はありません。周辺農地や水利組合への影響もなく問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。

1 9 番 番号9号、10号の申請地は隣接しており、同じような状況なのであわせて説明します。申請地はほぼ耕作放棄地の状態ですが、自分で果樹を植えられる状態にするとのことです。譲受人は果樹専業農家です。周辺農地への影響もなく、問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願ひ致します。続いて番号11号について説明します。申請地の筆数は多ひんですが、昔譲渡人3人共同で登記をした土地です。現在、申請地は現在キウイ畑できれいな状態です。周辺地域への問題もありません。ご審議よろしくお願ひ致します。

1 番 番号12号について説明します。譲受人と譲渡人は姉妹で、二人で親の農地を分割しておひましたが、譲渡人が体調を崩し農業ができなくなり、現在申請地の管理は譲受人がしているそうです。それで無償で譲受人に譲るといふことで話がまとまりました。農地としては管理できており、無償の贈与についても問題ないと思ひまます。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、

[議案第4号 番号1号から番号6号を朗読]

なお、農地区分につきましては、番号2は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので、第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、申請にかかる施設は農機具格納庫や農作業場として使用する農業施設にあたり、不許可の例外に該当します、その他はすべて第2種農地です。以上6件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。

1 1 番 番号3号について説明いたします。借人は電気工事業等を営んでおり、事業拡張に伴って駐車場の候補地として申請地の貸借を貸人に相談していたところ、話がまとまりました。周辺農地への影響もなく問題ないと思われまます。ご審議よろしく申し上げます。

1 3 番 番号4号について説明いたします。譲受人は土木業を営んでおり、資材置場を拡張するための申請です。申請地は住宅に囲まれており、周辺農地への影響もなく問題ないと思われまます。ご審議よろしく申し上げます。

1 7 番 番号5号について説明をいたします。譲受人は県外に住む経営者です。申請地近くの土地を購入し事業に使用しようとしましたが、駐車場がないため申請地を新たに購入するものです。周辺への影響もなく問題ないと思われまます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号6号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号6号の6件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。13ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」ご説明申し上げます。

[議案第5号 番号1号を朗読]

議 長 事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんのでこれより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号の1件につきましては、適当と認め、許可することと致します。次に進ませていただきます。14ページをお開きください。議案第6号「非農地証明願いの件について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号「非農地証明願いの件について」の説明をさせていただきます。

[議案第6号 番号1号から番号2号を朗読]

非農地証明事務処理要領の非農地の認定基準によりますと、番号1は「農地法の施行以前から非農地であったもの」、番号2は「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設(堆肥舎、畜舎、納屋等)の用に供する場合」に該当すると判断されます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

3 番 番号1号について説明します。現地を確認し、所有者にもお話を伺いました。所有者は何代にもわたってこの土地に居住しており、備考にもありますように農地法施行以前から非農地の状態であり、宅地になっています。今回非農地証明を出すのに問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

1 8 番 番号2号を説明いたします。現地を確認しますと、申請地には倉庫が建っており、農業用倉庫の状態です。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 担当委員の説明は以上です。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第6号「非農地証明願いの件について」番号1号、番号2号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「非農地証明願いの件について」番号1号、番号2号の2件につきましては、適当と認め、非農地証明書を交付することと決定いたします。15ページをお開きください。議案第7号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第7号「非農地通知の件について」を説明いたします。

〔 議案第7号 番号1号から番号3号を朗読 〕

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員からの説明をお願いします。

1 1 番 番号1号を説明いたします。位置図と公図をご覧ください。申請地は20年以上前から耕作されておらず、木と竹に覆われ山林原野化しており、農地としての復元は非常に難しいかと思えます。申請者に確認したところ、申請地を相続して耕作したことはないとのこと。非農地通知が妥当だと思われまので、ご審議よろしく申し上げます。

1 8 番 番号2号を説明いたします。位置図と公図をご覧ください。現地を確認したところ、竹やぶと雑木が生い茂り、農地としての復元は難しいかと思えます。非農地通知が妥当だと思われまので、ご審議よろしく申し上げます。

1 9 番 番号3号を説明いたします。位置図と公図をご覧ください。この一帯は農地が荒れている地域で、申請地はこの20年くらいで山林原野化しているそうです。農地としての復元は難しいと思われまので、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 担当委員さんからの説明が終わりました。何かご質問はございませんか。

一 同 〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようですので、議案第7号「非農地通知の件について」はお諮りをいたします。ご異議ございませんか。

一 同 〔 異議なしの声あり 〕

議 長 異議なしと認めます。よって議案第7号「非農地通知の件について」は番号1号から番号3号の3件につきましては対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することとさせていただきます。次に進ませて頂きます。17ページをお開きください。議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。17ページから

48ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数64件、面積10.5ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては49ページから64ページまでとなっております。農地の管理者から、香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は22件であり、面積は8.4ヘクタールとなっております。以上利用権の設定86件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります全において耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることと、3つの要件を満たしております。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一 同 〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようですので、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 〔 異議なしの声あり 〕

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」は86件すべて適当と認め決定と致します。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 農業経営改善計画の認定について（通知）

2. その他

(1) 6月定例総会について

日 時 令和5年6月20日（火）午後1時30分
場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

議 長 _____

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30～16:00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
6月7日(水)	危機管理センター1階 打合せコーナー1	三野町：前谷 晃年	豊中町：長堀 和行
		詫間町：石原 剛	仁尾町：河田 進

署名委員 _____

署名委員 _____

(3) 今後の予定

月 日	会 議 名 等	開 催 場 所
6月9日（金） 19時～	三豊市農業委員会地区推進 委員会	危機管理センター2階会議室

(4) 配布物

- ・普及センターだより
- ・農政情報 No. 385（令和5年5月号）
- ・三豊市農業委員会事務局職員名簿・事務分掌

閉 会 【 午後 2時40分】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。